

「子どもの人権110番」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 学校におけるいじめ事案(1)

◆小学生の児童が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないためいじめが継続しているとして、親から人権擁護委員に相談がされた事案である。

法務局の調査において、親と学校とでいじめについての認識が相違することがわかれたため、法務局は、人権擁護委員の立会いの下で、両者の話し合いの場を設けた。その場において、学校側からいじめの防止・解消に向けた取組の説明がなされ、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されるに至った。その後、児童が学級内で孤立する様子は見られなくなった。

(措置:「調整」)

2. 学校におけるいじめ事案(2)

◆同級生からいじめを受けているとして、自殺をほのめかす内容の「子どもの人権SOSミニレター」(※)が中学生から送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、ミニレターが送付された当日中に、中学生が通う学校に情報提供を行い状況確認を行うとともに、関係する社会福祉施設とも情報共有を行うよう依頼した。

その結果、学校及び施設において、中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。また、中学生から感謝の言葉が記載されたミニレターが法務局に送付された。

(措置:「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

3. 学校における体罰事案

◆学校の教員から不適切な指導を受けたという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が小学生から送付され、調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果、当該教員が自己の指導に従わない小学生らに対し、頭を教科書でたたいたり、暴力を振るう旨ほのめかしたなどの事実が認められた。

そこで、法務局は、当該教員に対し、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)

4. 母親の子に対する虐待事案

◆中学生から、母親から暴力や暴言を受けているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局が中学生から事情を詳しく聴取し、中学生が虐待を受けている疑いがあることが認められたため、即日、中学生が在籍する中学校に対し情報提供を行った上で中学生の見守りを依頼するとともに、児童相談所に対しても情報提供を行い、その日のうちに中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。

(措置:「援助」)

5. 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

◆中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。

(措置:援助)

6. インターネット上の名誉毀損

◆インターネット上の複数のサイトに、小学生が暴行されている動画が掲載されていたところ、対応に苦慮した学校側が、法務局に協力を求めた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画は、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認められたため、保護者の意向を確認した上、法務局から当該サイトの管理者に対して削除要請を行ったところ、当該動画は削除されるに至った。

(措置:「要請」)